

第8回 岐阜県震災対策検証委員会 原子力分科会 専門部会 議事録

◆ 日 時

平成 25 年 2 月 28 日 9:30～10:43

◆ 場 所

岐阜県防災交流センター 2F 研修室

◆ 出席者

<委員>

井口 哲夫 名古屋大学大学院教授（座長）
社本 久夫 大垣市生活環境部長兼危機管理監
宗宮 孝生 揖斐川町長
守屋 啓司 岐阜県農業協同組合中央会専務理事
安田 孝志 愛知工科大学学長

<岐阜県（事務局）>

淵上 俊則 副知事
石原 佳洋 危機管理統括監
河合 孝憲 危機管理副統括監
大脇 哲也 原子力防災室長 他

○大脇原子力防災室長

では、皆さんお揃いになられましたので、ただ今より、平成24年度第8回目の震災対策検証委員会原子力分科会専門部会を始めさせていただきます。

専門部会の開会にあたりまして、副知事の淵上からごあいさつ申し上げます。

○淵上副知事

本日は、朝早くからお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

第8回の専門部会でございますけれども、2月6日に第7回専門部会を開催いたしまして、原子力災害対策指針、あるいは新安全基準についてご議論いただきまして、そのご議論の結果、県として国に対し意見を述べるべきところを整理いただきましたので、それに基づきまして、国に対しまして意見を提出しているところでございます。

また2月7日には、関係府県からなります第2回の広域的な地域防災に関する協議会が開催されまして、緊急時防護措置準備区域、いわゆるUPZでございますけれども、これについては概ね30kmという方針が決定されたわけございまして、本県につきましては後ほどご議論いただきます「地域防災計画 原子力災害対策計画」におきまして、30kmを超える地域でございますけれども、揖斐川町坂内川上地区をUPZに指定することいたしました。それ以外の地域につきましても、県の実施いたしましたシミュレーション結果で明らかのように、原発事故が起きました場合に、一定濃度以上の放射性物質の拡散が想定される地域がございまして、先ほどの広域的な地域防災に関する協議会の場におきましても、国に対しましてUPZに準ずる地域として、国が責任をもって対策を実施する必要があること、そして、それに関する方針を早急に出していただきたいということの意見を出しております。

これらの地域につきましては、「地域防災計画 原子力災害対策計画」におきまして、県独自の対策強化地域として指定をいたしたいと考えているところでございます。

このほか、地域防災計画の策定上きわめて重要な、具体的な緊急時モニタリングの実施方法でありますとか、避難、安定ヨウ素剤の服用指示などの具体的な内容につきましては、今後の検討課題とされているところでございまして、これらにつきましても速やかに国の考え方を示すように要請しているところでございます。

本日の議題でございます、「地域防災計画 原子力災害対策計画」についてでございますけれども、これまでの原子力災害対策特別措置法の改正、国の定めます原子力災害対策指針などを踏まえまして、原子力災害対策につきまして、内容を大幅に拡充し、原子力災害対策計画として独立した計画といたしたいと考えております。先ほども申し上げましたように、未だに国の方針が具体的に示されていない部分もございまして、一部につきましては不十分な記述にとどまっているものもあります。しかしながら、現時点で考えられる対策を網羅して策定をしたいと考えておりまして、今後国の具体的な考え方が示された段階で、適時適切に修正を行ってまいりたいと、こういうふうに考えているところでございます。

この「地域防災計画 原子力災害対策計画」につきまして、例えば、UPZ以外の対策強化地域の指定の考え方でありまして、避難・屋内退避等の方法、あるいは、いくつかの点において、県独自の予防的な措置を講ずることといたしておりますけれども、それらの措置のあり方、ある

いは住民に対する情報提供のあり方などについて、忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。

今日出されましたご意見につきましては、それをできるだけ反映いたしまして、本年度内にこの「地域防災計画 原子力災害対策計画」を策定したいと、こういうふうを考えているところでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○大脇原子力防災室長

ありがとうございました。

以降の進行は座長の井口先生の方でお願いいたします。

○井口座長

それでは私の方で議事を進めてまいりたいと思います。

いつものことですが、議事に入ります前に、傍聴の方をお願い申し上げます。傍聴の方には、事前にお配りしておりますお願い文書に記載してあります事項につきまして、ご留意をよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入りたいと思います。本日のこの専門部会の開催の目的でありますけれども、今、渚上副知事の方からお話がありましたように、現在、県の方で策定を進めております地域防災計画の中で、原子力災害対策計画というものがございます。それについてご意見をいただきたく、皆様に参集いただいているということです。これまで同様皆さんの忌憚のないご意見をいただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日の資料「地域防災計画について」という配付資料につきまして、まずは事務局の方からご説明をいただきたいと思っております。

<地域防災計画（原子力災害対策）について>

○大脇原子力防災室長

原子力防災室の大脇でございます。座って説明させていただきます。

お手元でございます「地域防災計画（原子力災害対策）について」という資料をご覧ください。これに沿ってご説明させていただきます。

1 ページでございますけれども、今年度、原災法が改正されまして、敦賀原発等4施設の関係周辺都道府県として岐阜県が位置づけられました。

それから、2点目でございますけれども、お手元にお配りしてございます青い表紙の資料でございますが、9月に公表いたしました県独自の放射性物質拡散シミュレーション結果によりまして、風向き、降雨など気象条件によりましては30kmを超える範囲にも影響が及ぶ可能性が示されました。

それから、3点目でございますが、国の原子力災害対策指針が10月に策定されましたが、避難の基準のOILも、昨日、指針が改定されて盛り込まれたところです。しかしまだ、安定ヨウ素剤でございますとか、モニタリングの実施方法などにつきましては具体化がされておらず、さ

らに、概ね30kmのUPZ内の対策を中心とした記述にとどまっているというところでございます。

こうしたことを受けまして、県の地域防災計画の見直しを行うわけでございますけれども、修正と言っておりますが、実質的には新規作成に近い形となっております。

そのため形態も、現在は県地域防災計画の「一般対策計画」の一部に位置づけておりますが、「原子力災害対策計画」として分冊化して記載を充実いたします。

また、国の指針に不足している内容は、可能な限り補いまして、UPZ内、UPZ外におけるモニタリングの実施方法やUPZ外の対策なども県独自で記載してまいりますけれども、今後、国の指針等において新たな対策が盛り込まれた場合には、必要に応じて柔軟に地域防災計画の見直しを行うこととしております。

現在関係機関との調整を行っておりまして、また本日から、これからご説明いたします修正案の概要につきまして、県民の方のご意見も伺うということを予定しておりますが、その上で、3月下旬に防災会議を開催いたしまして、修正を行ってまいりたいと考えております。

また、地域防災計画の修正を踏まえまして、3月23日に、原子力防災訓練を実施することとしております。

めくっていただきまして、2ページは目次でございますけれども、3ページをご覧ください。ここから、概要ということでございますけれども、まず【第1章 総則】の1番でございますが、UPZ、それから県独自のシミュレーション結果を踏まえた対策強化地域の設定でございます。基本的な考え方でございますけれども、原災法の改正によりまして、本県が福井県内の敦賀・美浜・もんじゅ・ふげんの4つの原子力事業所の関係周辺都道府県として法的に位置付けられたということがございます。それから、国の指針が策定されまして、原発から概ね30kmがUPZとして位置づけられたということがございます。3点目でございますけれども、本県のシミュレーションにより、UPZを超えた地域での対策の必要性が明らかになりました。以上に基づきまして、UPZ及び対策強化地域を設定するというところでございます。

具体的な内容でございますけれども、UPZは国の指針において、概ね30kmを目安とするとしているほかに、行政区画等の地域固有の状況を勘案することが重要とされております。

また、指針の中で、UPZに複数の府県を含む場合は国が府県間の調整を行うとされておまして、このUPZについて、先ほど副知事の話にありましたように、2月に開催された福井県内の原発に関する国・関係府県によります広域的な地域防災に関する協議会で、概ね30kmという範囲につきまして、合意ができたところでございます。

それを受けまして、UPZでございますけれども、揖斐川町の藤橋地域の門入・塚地区を30km圏内の地域とするとともに、坂内川上地区でございますけれども、この地区につきましては30kmのすぐ外側に集落があるということでございまして、30km圏内を含む大字単位ということで坂内川上地区全体という形でUPZにしたいと考えております。

今のUPZの位置でございますけれども、お手元に参考の図面も置いてございます。

それから対策強化地域でございますけれども、これは県のシミュレーションの結果で、今お手元でございます青い冊子が県のシミュレーションでございますけれども、その結果により、IAEA等の基準で防災対策が必要となるケース、具体的に申し上げますと、ここに書いてございま

す①②③でございますけれども、甲状腺等価線量が週50mSv以上となる可能性が示された地域、この青い冊子で申し上げますと、5ページから7ページ、ここに青色で表示してございます地域が該当してまいります。それから、2つ目の実効線量が年間100mSv以上となる可能性が示された地域でございますけれども、これは、同じこの冊子の8ページから14ページの濃い赤の部分が相当いたします。3番目の年間20mSvでございますけれども、これは同じく8ページから14ページのオレンジ色の部分が相当いたします。

なお、広域的な地域防災に関する協議会では、UPZ圏外の地域の対策の必要性も認められまして、検討をしていくとされましたが、本県としましてはそれを待つことなく独自に対策を進めていくとともに、具体的な対策と財源措置、検討スケジュールを早急に示すよう引き続き国に働きかけてまいります。

あと、UPZ及び対策強化地域以外の市町村でございますけれども、災害時には影響を受ける可能性もあるものですから、必要に応じてこれに準じた対応をとることとしています。

次にめくっていただきまして4ページでございますけれども、【第2章 原子力災害事前対策】でございます。2番の原災法に基づく防災体制の強化でございますけれども、原災法の改正によりまして、福井県内の4原子力事業所の関係周辺都道府県として法的に位置付けられたことに伴いまして、法に基づいて「原子力事業者防災業務計画の協議」それから「報告の徴収、立ち入り検査」を実施するということが記載しております。

次の3つ目の通信手段の確保でございますけれども、県庁、揖斐川町、オフサイトセンターなどを結ぶ専用回線「原子力防災ネットワークシステム」を地上系・衛星系の両方で、整備することとしております。これにつきましては、今年度中に整備できる予定でございます。

4番目のモニタリング設備・機器の整備でございます。これは5ページの方に渡っておりますけれども、5ページの方の(2)1)でございますけれども、全圏域を対象とした機器整備ということで、固定型のモニタリングポストを5圏域にそれぞれ2基ずつ合計10基、それから放射性物質の主な流入ルートの最上流部、具体的に申し上げますと揖斐川町坂内地区、関ヶ原に1基ずつ、合計12基配備いたしまして、県全域の監視機能を強化することとしております。

2)の対策強化地域への重点配備ということでこれも同じく県内への主な流入ルート、2ルートの最上流部に、ヨウ素サンプラーを2台配備するとしております。それから、可搬型のサーベイメータ20台を対策強化地域に重点を置いて配備するということにしております。いずれも、来年度中に整備を完了させる予定でございます。

3)のSPEEDI機器の整備・維持でございますけれども、SPEEDIネットワークシステムの端末も今年度中に導入することとしておりますけれども、さらに、来年度の予定でございますけれども、現在、西濃の一部しかこの端末で表示されませんが、表示計算範囲の広域化のための改修を実施してまいりたいということを書いております。

次に5番の屋内退避、避難等の体制の整備でございますけれども、基本的な考え方でございますが、全ての非常用直流電源喪失というような原子力緊急事態となった場合、放射性物質の放出前であっても、UPZや対策強化地域で、事態の進展に応じて屋内退避を行うこと、またその放出後、避難の判断基準、表で下を書いてございますけれども、昨日原子力規制委員会で決定されましたOILに基づきまして避難を行うことを基本としております。また、「原子力災害避難マ

マニュアル」、これは計画の下位に当たるものですが、これを策定いたしまして、市町村の避難計画策定を支援していくこととしております。

〇 I Lでございますけれども、昨日規制委員会で決定されましたが、これはモニタリングの実測値で該当する数値が出た場合それに基づきまして、避難などの措置を取っていくというものでございます。

県のシミュレーション結果では、ここにごございます数時間以内に避難を要する毎時 $500\mu\text{Sv}$ に相当する地域はございませんでした。ただ、この隣にごございます、1週間程度内に避難が必要となる毎時 $20\mu\text{Sv}$ となる可能性が示された地域というのはございました。先ほどの①②③にもございますけれども、その③の実効線量年間 20mSv という数値がこれに大体相当してくると考えております。

6ページでございます。避難等の具体的な対策でございますけれども、避難マニュアルの策定ということで、県の方で、県内市町村の避難所リスト、避難先の選定・調整の手順、避難先マッチングの方法等を記載した汎用的な避難マニュアルを策定するということとしております。それから、避難計画の策定でございますけれども、県のシミュレーション結果を参考に、県の方で市町村の避難計画策定の支援をしております。その中で3つに分けてございますけれども、災害の影響というのは色々な場合が想定されてくる中で、①につきましては、県内のUPZ内のみが〇 I Lに基づく避難が必要になると、そういったケースの場合でございますけれども、その場合は、UPZ内であるとなれば、揖斐川町内での避難ということで考えておりまして、それにつきましては、今年度内を目途に策定できますように県として支援をしております。

それから②でございますけれども、対策強化地域の一部ということで、年間実効線量が 100mSv 以上となる可能性があるとして示された市町村の地域まで〇 I Lに基づく避難を要する場合がございますけれども、こういう場合になりますと、市町村境を超える県内での避難というものが必要となる場合がございます。そうなりますと、市町村間の調整ということが必要となりますので、若干お時間いただきまして、概ね平成25年度内を目標に計画を策定できるように支援をしております。

それから③の対策強化地域、これは年間実効線量が 20mSv 以上となる地域、そういったところまで〇 I Lの数値が及んだ場合でございますけれども、気象条件によりましては、県の南西部を中心に広がりをもたらされることがございます。そうなりますと、県外ということも考えることも必要な場合もございます。

県境を超える具体的な避難のあり方につきましては、先ほど申し上げました、国、関係府県による「広域的な地域防災に関する協議会」にワーキンググループというのが設けられまして、そこで再度この検討をされるというふうに予定されておりますので、そういった検討結果を踏まえまして、考え方を整理してまいりたいと考えております。また、広域避難は国の方で調整いただくことも多いと思っておりますけれども、国の方で具体的な方針が示された場合につきましては、またその考え方につきましても必要な見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、6番の安定ヨウ素剤の配布・服用でございますけれども、基本的な考え方にごございますように、ヨウ素剤につきましては、昨日改定された国の指針においても、PAZ、原発から5k

m圏内で事前配布をしましょうという方針が出された以外ほとんど何も決まっていないう状況でございますけれども、可能なかぎり県の方で計画には書き込みしてまいりたいと考えております。大気中に放出された放射性ヨウ素を含む空気の一団、これはプルームといいますけれども、この通過が見込まれる場合、放射性ヨウ素による内部被ばくを回避することが重要でございます。そのため、屋内退避を基本といたしまして、事態の推移に応じて安定ヨウ素剤を配布・服用指示することとしております。

具体的な内容でございますけれども、安定ヨウ素剤の配布・服用ということで、国の判断に基づきまして、市町村内のコンクリート造りの公共施設等で、医療従事者の立会いのもとで配布・服用することを原則としたいと考えております。ただし、国の方でまだ示されていないということで、投与の判断基準、配布手順等が指針の方に明示されました段階で、県の計画も所要の見直しを行いたいと考えております。

7ページにまいりまして、安定ヨウ素剤の配備でございます。県のシミュレーションの結果、影響が大きいケースであっても、IAEAの基準の半分の値であってもその可能性がある地域というのは西濃と岐阜圏域の一部でございました。そのため、西濃と岐阜圏域の保健所の方に安定ヨウ素剤を配備してまいりたいと考えております。量につきましては25万人分でございますけれども、これは、県内の十分な量を確保していると考えております。この25万人分を西濃と岐阜圏域の保健所の方に配備したいと考えております。そのほかさらに、シミュレーション結果を大きく超えるような場合にも備えまして、流通備蓄を約10万人分確保することとしております。その他でございますけれども、迅速に安定ヨウ素剤を配布、服用ができますように、災害拠点病院等との連携を整備してまいりたいとしております。

8ページでございます。ここから緊急事態応急対策ということでございますけれども、7の県の活動体制でございます。基本的な考え方でございますけれども、全交流電源喪失などの特定事象の発生、原災法第10条通報でございますけれども、そういうものがあつた場合、又は全直流非常用電源喪失などの原子力緊急事態、そういった事態になつた場合には、知事を本部長とする原子力災害警戒本部若しくは災害対策本部を設置することとしております。(2)の具体的な内容でございますけれども、警戒体制でございますが、これは例えば震度6以上の地震の発生といったような警戒事象があつた場合は、警戒体制をとりまして、県庁内に災害情報集約センターを設置いたします。それから、原子力災害警戒本部体制では、これは全庁体制になっていきますけれども、その中で緊急対策チームというものを立ち上げまして、部局横断的な対応を実施してまいります。それから、一番下の災害対策本部体制では、緊急対策チーム全14チームを全部立ち上げて、全庁的な体制にあたっていくということとしております。

それから、8の緊急時モニタリング活動でございますけれども、基本的な考え方といたしまして、避難などの各種防護対策に必要な情報を把握するため、緊急時モニタリングを実施いたしますけれども、放射性物質の放出情報でございますとか、気象情報、県のシミュレーション結果、SPEEDIの計算結果、さらにモニタリング結果を参考にいたしまして、モニタリング地点・ルートの見直しをしてまいりたいと考えております。具体的な内容でございますけれども、緊急時モニタリングの初動時の段階で、まず、第一段階のモニタリングといたしまして、あらかじめ定めたモニタリングルートで、県全域の速やかなモニタリングを実施して、県内への影響の全体

像を把握いたします。それから、第二段階のモニタリングといたしまして、第一段階モニタリングの結果を基にモニタリング地点・ルートを設定いたしまして、避難等の防護措置の要否の境界線となる地域で重点的なモニタリングを実施することとしております。

9ページにまいりますけれども、具体的なモニタリングの実施方法ということで、ルート・地点・測定手順等を定めたマニュアルを予め策定いたします。

それから、9番の屋内退避、避難等の防護活動でございます。基本的な考え方でございますけれども、原子力緊急事態に至った場合において、県独自の予防的対応、これは屋内退避等でございますけれども、そういったものを行う必要があると認められた場合には、市町村の意見も聞きながら、市町村に指示していくこととしております。また、国により、避難指示案が出された場合は、当該市町村へ指示案の内容を伝達し、速やかな対応を取るよう助言することとしております。

具体的な内容でございますけれども、初動時における県独自の予防的対応ということで、屋内退避でございますけれども、原子力緊急事態に至った場合、放射性物質放出前でも屋内退避をし、プルーム通過に対しては屋内退避を基本として対応する。国の指針では原災法第15条、原子力緊急事態となった場合、UPZは屋内退避指示とされておりますが、UPZ外につきましては特に定めがありません。そこで、県独自の対応といたしまして、甲状腺等価線量が週50mSvの地域については、原災法第15条となった段階で必要と認められる地域においては屋内退避指示といたしまして、さらにヨウ素サンプラーで放射性ヨウ素が検出された場合には、その他の対策強化地域、実効線量100、20の可能性が示された地域でございますけれども、そこでも必要と認められる地域において屋内退避指示をするといういたしました。それ以外の地域においては、モニタリングの結果に応じて対応することとなります。

次に10ページでございます。2) 避難等に係る判断、指示でございますけれども、避難の判断は、OILの指標に基づく国による判断を基本といたします。県の災害対策本部におきまして、特に速やかな避難が必要と認めた場合におきましては、これも市町村の意見を聞いた上で、県の判断により、市町村に避難等を指示するというものもあるとしてございます。

それから、3) 避難の実施でございますけれども、避難先に行ってまたそこからさらに避難が必要になるということが起こらないように、年間実効線量が年間10mSvを超えないと想定される地域を避難先とすることを原則に、避難を実施することとしております。

それから、避難手段の確保でございますけれども、自家用車などによる避難を原則といたしますが、これが困難な場合は、県及び市町村が準備する公共輸送機関の適切な組み合わせによる避難を実施することとしております。

それから、10 安定ヨウ素剤の配布準備・服用指示でございますけれども、基本的な考え方として、先ほど申し上げましたとおり、今は国の方でまだ色々な方針が決まっておりません。そこで、初動時の迅速な対応を取るために、県独自の判断に基づく安定ヨウ素剤の配布準備を行うということとしております。プルームの通過が見込まれる場合は、屋内退避を基本としますが、安定ヨウ素剤の配布に関しましては、原則、国の判断に基づき、医療従事者の立会いのもと実施するというところでございます。

11ページの方でございますけれども、具体的な内容でございますが、安定ヨウ素剤の配布準備で、安定ヨウ素剤を速やかに配布できますよう、事態の推移に応じて、薬剤の調合を開始、あ

るいは安定ヨウ素剤の搬送、関係協力機関への医療従事者の派遣要請など、そういったことを行うこととしております。具体的には、UPZの地域と、シミュレーション結果で甲状腺等価線量が週50mSvとなる可能性が示された地域は、原災法第10条通報の段階で、保健所において薬剤の調合を開始いたしまして、医療従事者の派遣準備を行うこととしております。それから、原災法第15条 原子力緊急事態では、医療関係機関に医療従事者派遣要請を行うこととしております。これにつきましても、国の方でヨウ素剤の判断基準、配布手順が指針に明示された段階で、所要の見直しを行うという考えでおります。

それから最後になりますが、12ページですけれども、【第4章 中長期対策】ということで、これは、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合のその後の事後対策ということで、モニタリングの継続実施と公表、各種制限措置の解除、被災者の生活再建支援、風評被害対策につきまして、書いてまいりたいと考えております。

それから最後、第5章で複合災害対策ということで、東日本大震災を踏まえました応急対策実施上の留意点について書きたいと考えております。

あと、13ページでございますけれども、原子力防災訓練でございます。今の計画を踏まえて、3月23日に原子力防災訓練を実施いたしますけれども、訓練の想定といたしまして、敦賀原発で放射性物質が漏えいして、揖斐川町方面から流入してくるということで、内容といたしましては、災害対策本部運営訓練ということで、情報収集伝達訓練と、モニタリングの結果、専門家の意見を踏まえましたモニタリング重点地域の決定、避難等の防護策の方針協議、原子力防災ネットワークを使いまして、県と揖斐川町を結んだ情報共有・対応方針協議といったことを行いたいと考えております。

あと、以下は実動訓練でございますけれども、緊急時モニタリング訓練、それから、安定ヨウ素剤の調合・搬送訓練、それから避難・スクリーニング訓練、こういったことを実動訓練として揖斐地域の方を中心に行いたいと考えております。

以上でございます。

○井口座長

はい、ありがとうございます。それではまず最初に、ただいま事務局の方から説明いただきました資料につきまして、内容確認等のご質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは資料につきまして、まず最初に、冒頭にご説明いただいた地域防災計画の中の原子力災害対策の概要につきまして、これからフリーディスカッションをしたいと思います。どなたからでも結構ですので、ご意見等ございましたらよろしく願いいたします。

○安田委員

総則のところ、UPZの他に、県独自のシミュレーション結果を踏まえた対策強化地域というのは、UPZの30km圏よりも危険度が低いというのではなくて、UPZと同等の状態になる確率が少し低いという意味であって、この対策強化地域にプルームとか放射性物質が到達して来た場合はUPZと同等の危険度があるということを正確に認識しておいていただく必要がある

ということを申し上げたいと思っています。

UPZがあらゆる可能性を全て包括して設定され、その外の放射性濃度は許容値以下になるというのであればいいのですが、実際には地域によって、限られた気象条件のもとではあっても放射性物質の濃度が30km圏外でも基準を超えることが有り得るとするのは、県独自のシミュレーション結果から明らかになっているわけで、だったらUPZ圏内と圏外の違いはなんだという、単に確率的に低いだけの話であって、圏外であっても基準を超え得るということです。今回の原発災害の問題によって明確になったことは、発生確率を評価できなくても起これば大変な事態になる、原発については起こる可能性があれば対応しましょうということですから、この対策強化地域が検討されたというのは重要で、県の積極的姿勢の表れだと思います。その説明の時に「危険度が低い」というのではなくて、「確率的に」というだけの話であることを明確にしておく必要がある。だから、準備は同じようにする必要があるということで、その点は何も問題はなくて、非常によく検討されていると思います。

○井口座長

ありがとうございます。ただいまの安田先生のご発言は、いわゆるリスクの考え方で、普通はリスクという場合には確率と効果を掛け算するわけですね。しかし、効果については、今ご発言されましたように同じだと。ただし、確率的に低いので、リスクという概念で行くと、優先度等を考えた時に住民の方への重みを変えざるを得ないといえますか、対象となる人数も当然変わってきますので、そういう考え方を、説明するときにはしっかり示していただきたいということですね。

他にご意見等ございませんでしょうか。

それでは、私の方から少し、2点ぐらいございまして、一つは5ページ目で今回緊急時モニタリングで、機器の整備について具体的な数字が示されていまして、戦略的にもこの配置については妥当だと思うんですけども、後でも出てきます緊急時の人員体制ですね、これについて、人の体制の話が、この概要だけでは少し漠然としておりますので、そこをもう少し具体的にさせていただくようなことが望ましいのではないかと。つまり、モノは出来てもそれを動かす人がいないと、それはもう絵に描いた餅になってしまうと思いますので、その辺についてご配慮いただくといいのではないかと思います。

それからもう一点なんですけれども、今OILの考え方が国から示されて、毎時 $20\mu\text{Sv}$ つまり年間 20mSv を超える場合については、例えば5ページの下に1週間程度以内に避難するとあります。岐阜県の場合は、具体的な人数を考えると非常に莫大な人数になるということで、基準値については今回の岐阜県の拡散シミュレーションのケースで妥当かと思うんですけども、どのくらいの期間内で避難すべきかを考えるときに、今、放射線安全ということだけに目が向いています。実際に大勢の人を一週間以内に避難しようとする、放射線安全以外の他のリスク、さっき安田先生も言われましたけれども、そういう違う観点の心配もしておかないといけないということで、このあたりについては少し国の考え方が、視野が狭いというんですかね、やっぱり地域性を考慮して、全体として最も安全な体制をとるとい、そのためには仮にOILが毎時 $20\mu\text{Sv}$ だったとしても、1週間以内という値については少し見直すというんですかね、県の独

自のご判断で実効性のあるような考え方をすべきではないかというふうに、私は思います。

それは国の方針と反するかもしれないですけども、放射線以外も含む全体的な安全性を考慮した避難期間の設定については、当然各県によって違ってくると思うので、このあたりについては少し、地域性ですかね、県単位、あるいは市町村単位で配慮されて然るべきという、そういう意見を国に申し上げてほしいというふうに思います。

今ざっと気付いたところでその2点がございましてけれども、何か委員の先生方からご発言等ございましてでしょうか。

○宗宮委員

O I Lではないんですけども、一つだけお話をしておきたいんですけども、UPZの範囲について、概ね30kmということが示されておりますけれども、私の方の受け止めとしては、坂内の地内をこうして入れていただいたということでありましてけれども、もう一カ所、旧徳山地域、門入と、塚が入っておりますけれども、ここは基本的には水没で移住されたところでございますので、こういった面での取扱いといたしますか、実際は季節的には立ち入られる人もありますけれども、ここの取り扱いを、例えば防災計画に載せるとすると、こういった形で取り扱っていくのかなど。避難計画自体も、もう今は道路もありませんので、船しかありませんが、ですからそういった面を少し盛り込みといたしますか、もし計画に入れる必要があれば、そういった面まで触れていただくといいかなど。

坂内地内の方が年間通して住んでおるところですけども、もし万が一のことがあれば、そこへヨウ素剤を持っていくこと自体が、どういう形で持って行けるかなという心配もありますので、できればそういった点もご検討いただけるとありがたいかなということをおもいます。緊急に起こった時点では、取扱いというのはなかなか難しいですから、まだそういった面が少し心配かなど。坂内の方にしますと、既に1年くらい前からお話をし、計画に盛り込んでおりますので、そういった面は段々に進んでおりますけれども、こういったことも含めて、今度3月23日にやっていた訓練の中で、一つひとつ洗い出しをして対応していきたいなど、現場としてはそんなことを思っております。

○井口座長

ありがとうございました。ただいまのご発言につきまして、何か県から回答ございましてでしょうか。

○大脇原子力防災室長

実際はそこに住んでらっしゃらないということでございますと、一般的な避難計画というのは考えにくいと思います。ただ、山菜採りとか、そういった形で入ってらっしゃる方がいるという可能性があるならば、そういった対策について検討するという形になろうかと思っております。

○井口座長

ありがとうございました。他に何か。

○守屋代理

代理で出席して恐縮なんですけれども、この資料見させていただきまして、情報の開示の関係なんですけれども、モニタリングを緊急時に実施されたときに、測定手順等を定めたマニュアルを今後策定していくとなっているんですけれども、住民等に対する公開の基準を定める必要があると思うんですけれども、このあたりはどのようにされる予定かということをお伺いしたいと思います。

○大脇原子力防災室長

基本的に全部公開でございます。今でも固定のポストというのがございまして、それにつきましてはインターネットでみなさんが常時見れるようになっております。それから、緊急時には、これ以外に可搬のサーベイメータでの測定を加えてまいりますけれども、それはインターネットへの自動接続は難しいかもしれませんが、基本的には全部公開でやってまいります。

○井口座長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

意見ございませんでしょうか。

○安田委員

モニタリングに関してなんですが、県の方では、全圏域を対象とした固定型、それから移動型、それからさらにSPEED Iのネットワークとの連携、これらがきっちりと明記されています。放射線というのは目に見えないですから、こういうモニタリングで状況を把握するしかないわけですね。ただし、特に初動時の緊急時モニタリングの場合、どういう方向に避難誘導していくのか、避難の規模はどうか、安定ヨウ素剤にしても無尽蔵にあるわけではありませんから、有効に使っていく必要があります。どこでどのように活用するかということからすると、初動時にどういうふうに放射性物質が広がっていくか、それから種類ですね、プルームであるのか通常の拡散型なのか、そういうものを的確に把握して、可能であればSPEED Iの結果を含めて濃度分布の予想を立てて、合理的に対応していくということが必要ですが、これはかなり困難を伴うと思うんですね。3月23日の訓練では、放射性物質が放出されたという想定の下と思いますが、モニタリングをうまく連携させてと言っても、実際には放射性物質は出てないものですから難しいかもしれないですね。サーベイ型をどう配置させて、それをSPEED Iと連携させれば、ある程度予測に使えるのか、それとも現状を把握しただけで放射性物質がどのように拡散するかが分からないと結局有効な体制にはならないではないのか、そのあたりのチェックをやる必要があるのではないかなと思うんですが、県の方の計画はどのようなのでしょうか。

○大脇原子力防災室長

お配りしました資料の中にございます、本部運営訓練というのは、まさにそういったことを訓練の中でやってまいりたいと考えております。あと、気象条件につきましてもあわせてその訓練

の中で分析していく必要があることで、今計画を立てております。

○井口座長

ありがとうございます。また、実際にそういう事故が起こった場合に、SPEED I 計算と実測によりその場で予測を立てて避難指示というのは結構難しいと思うので、やはりパターンをある程度作って、今回揖斐川町と関ヶ原という、一応拡散計算に基づいて危険度の高い部分については把握されているので、オプションとして複数のパターンを同時並行で検討を進めて、実測を基にしてどれを選ぶかという方式で指示を出す、そういう準備がやはりいるのではないかと思いますね。それを防災訓練でチェックするというくらいかなと思うんですけども。

○安田委員

そのあたりは、水防関係では事例も多いですから、システムもしっかりできていますよね。国がしっかり責任をもつということで、気象庁が出す気象情報を元にして、国交省や河川情報センターなどが洪水予測を出す。それから、県の方でも雨量計などのモニターを置いてデータを収集し、それが国交省にまたフィードバックされて、そしてどこがどういう状況なのか、それから堤防を超える水位になるのかどうかというのを予測をして、そしてどこが危険だということで緊急対応をしている。それでも現実には、破堤とか色々な被害が起こるんですけども。

ですから、ある程度先の状態を想定できないと、具体的行動というのはなかなか難しいんじゃないかと思います。特に目に見えるものではないですから、どこがどう危険なのかはモニターとか、こういうものに頼らない限りは分からないわけですね。

○井口座長

ありがとうございます。それでは、これは防災訓練でぜひそういうことが実現できるように努力するというところでよろしくお願ひしたいと思います。

○安田委員

一歩一歩ですけどね。

○井口座長

他にいかがでしょうか。では、社本さん。

○社本代理

私も代理で申し訳ないですが、今言われたように、なかなか目に見えないものなので、初動体制というのがなかなか我々も経験したことのない動きになるのではないかなと思うんです。ぜひ訓練等を何回も実施していただいて、ある程度のパターンと言いますか、予測というのを十分、そういう前提を作っていただかないと、特に避難計画の策定というのは、対策強化地域の中で該当するところが増えれば増えるほど、実際大量の移動ということも起き得るわけでございますので、その場合は本当に市町村を越えるくらいでいいのか、やはり県境を越えるような形での移動

というのが現実化してしまうわけです。

そこらへんを踏まえて、やはり色々な想定というものを充実していただければ、計画の中身もきちっとしたものになってくるんじゃないかと。それに応じて、市町村もその中で、県の支援をいただいて、きちっとしたものを作っていかなきゃいけないと思っておりますので、その点よろしくお願いたします。

○井口座長

はい、ありがとうございます。そういう意味では、6ページの(2)の2)の避難計画の策定で①から③までありますけれども、③についてはかなり具体的な策定は難しいかと思いますが、②については、どの程度まで具体化できそうな状況なんでしょうか。

○大脇原子力防災室長

これも、すぐ直ちにというわけにはいかず、調整はかなりいると思います。25年度ほぼ1年間をかけまして、県内市町村の調整をさせていただきたいと考えております。これにつきましては、実際ワークするような形にできるように、努力したいと考えております。

○井口座長

わかりました。②については1年間かけて具体化を図るということですね。よろしくお願したいと思います。

他に何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

○宗宮委員

ちょっと単純な質問ですけれども、いざ放射線がでたということを確認された時の、まずヨウ素剤なんかの備蓄は、県の方は、現地で確保しておいていただけるのか、それから現地へ持ってきてもらえるのか。私どもも今25年度の予算でヨウ素剤と防護服とか、線量計を拡充しようという形で予算を組んでおるんですけれども、まず、ヨウ素剤を配るにしても、そこまでに医師の診断と言いますか処方が必要だと思えるんですけれども、こういったところは、鉄筋コンクリートの中へ避難をさせて、まずそこへ集めてそこで配るということに基本はなるんでしょうけれども、そういったことは、住民に周知をしないと、なかなか、恥ずかしい話ですけれども、住民にその話をしますと、風邪薬のように、常備薬のように家の薬品箱に入れておけばいい、その時が来たら飲めば良いというような感覚の人がおりますので、そういったことも訓練を通して十分な説明を、というようなことが、初歩的な説明にはなると思いますけれども、そういったことからまずはじめていただくと大変ありがたいかなということを思うんですけれども。

○井口座長

いかがでしょうか。一応、今回の案は、準備はします、ということで投与については少し言葉を濁しているという状況ですが、どのようにお考えでしょうか。

○大脇原子力防災室長

国の方でも、今回改定された指針でも、P A Z、5 k m圏内は事前に配布するといっただけで、じゃあどう事前に配布するのか、どう・いつ服用するのか、まったく書かれていないという状況です。ヨウ素剤は薬品でございますので当然副作用があるということ、また、早く飲みすぎても効果が薄い、時期を逃すとまた効果が薄く、かなりタイミングが難しいということで、県の計画では、そのできる範囲の中で準備をしてタイミングを逃さないというところまで書くことにしています。

また、少なくとも副作用のある薬品ということで、常備薬の風邪薬であるとか、そういった薬とは異なり慎重な取扱いが必要です。あともう一つ、ヨウ素剤を飲めばどの放射性物質についても大丈夫だというふうに考える方もいらっしゃいますけれども、あくまでも効果があるのは放射性ヨウ素だけでございます。ヨウ素剤は万能ではなくて、屋内退避とか、いろいろな対策を組み合わせた形での防護策が重要となっておりますので、特に今回の訓練の機会にそういったことも周知してまいりたいと考えております。

○宗宮委員

少なくとも、住民はそんな風に受け止めてますので、そのところがはっきりするといいかないと思います。

○大脇原子力防災室長

備蓄につきましても、岐阜と西濃圏域の保健所に備蓄いたしまして、職員が薬剤を調合することとしておりますので、そういったところで調合して、その後最寄りの場所まで運ぶと、そこに医療従事者が駆けつけるということで、その準備が遅れてはいけませんものですから、今この案の中で原災法第10条という段階から準備するという対策を取っていくとしております。

○宗宮委員

それですけどね、うちの場合は診療所を持っております。きちっとした保管ができると思いますし、医師もついておりますので、そういう点ではやはり、住民の安心という観点からいいますと、できれば現地にある程度ストックができるよ、ということも言ってやらないと、心配をするのではないかなという、既にそういう心配もしてますので、そういったことが何か方法をとれないかなと思うんですけれども。

○大脇原子力防災室長

また計画の具体化の段階で調整させていただきたいと考えております。

○井口座長

はい、ありがとうございます。揖斐川町はU P Zの範囲に入っておりますので、現地に直接関わるような体制の方が望ましいと思いますので、ぜひご配慮いただければいいかなと思います。

他に何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

○安田委員

今の件に関連して、安定ヨウ素剤は飲まなければそれに越したことはないわけですね。副作用等そういうこともありますから、特に老人とか体力の弱い方には。そうすると結局、どの範囲で例えば毎時500 μ Svを超えているのか、それを把握する必要がありますね。岐阜県の場合、福井県側は地形的に山間部ですので、平坦部を想定したUPZ30kmというのとは違うわけですね。ですから、同じ揖斐川町でも場所によってはこれを超える場所もあって、そうでない場所もある。こういうことを考えますと、モニタリングポストとかサーベイが非常に密であれば、そのデータでもってこの濃度が高い、ここが低いとか分かるのですが、モニタリングは、スポット的なもので粗いですね。ですから、先ほどのSPEEDIネットワークと連携するということで、本来的なSPEEDIは予測に使うことですが、かなり細かいメッシュでデータが出てくるはずですから、汚染物質の濃度とか、プルームがどういうふうに移動をしているかが細かく把握できる。そういう細密空間情報をまず取り入れて、そして放射性物質の濃度分布の時間的変化予測システムを、今すぐできないと思うのですが、ぜひ作るべきです。

原発というのは、工業国である日本の国策でやるものであって、国がまず第一義的に責任を負います。だけど住民に対して直接責任を持つのは自治体ですから、対応せざるを得ない。そういう論点から行けば、国がもっと対策にも積極的役割を果たし、SPEEDIの活用も岐阜県だけに限られない全国共通の問題ですから、国の方はもっとイニシアチブを取って開発し、そしてそれを岐阜県の方でも使っていくようにする必要があります。

それから、全国的にも、この岐阜県だけでもかなりのモニタリングポストを置いているわけですから、これだけのデータがありますと、天気予報の精度を上げている、データ同化によって放射性物質の移流・拡散計算の精度を上げることができるはずです。天気予報で雲がどう移動するか。色々なところに観測点がありますよね。その観測点でのデータとずれてますと、ずれをなくすように予想のモデルに反映させるんですね。そして、それをやることによって精度を上げていっている。こういう手法が、観測点が増えたこととコンピューターの能力があがったことで可能になって、それで天気予報は非常に精度が上がってきているんですね。ですから、ぜひ放射性物質の移流・拡散の問題についても、そういう手法をできるだけ早く取り入れていく必要があると思います。

○井口座長

ありがとうございます。非常に重要な指摘で、モニタリングポストは今回の事故を契機にして非常に充実しているので、実測上、本当に放射性物質の拡散予測の精度は絶対に上がると思うので、そういう努力を県というよりは国側が本来はやらなければいけないと思います。

○安田委員

原発は国策ですから、やはり国の方がやるべきことをやるのが基本です。そして、県の方でも住民サイドに立って必要なことをやっていく。それによって、先ほど町長さんが言われたような、住民の方の信頼度が上がると思います。そして、色々問題はあっても、安定電力を確保する

ひとつの手法として、どう原発に向き合っていくか、ということになっていくんだらうと。

○井口座長

ありがとうございます。国の方も、そういう精密化を図る場合には、人とかお金がかかるので、コスト対効果を考えながら発言していくのかと思いますけれども、一応県としてはそういう要求をされるのは妥当だと思います。

○安田委員

今回福島で使っているお金の額に比べれば、こんな開発費なんてそんなにかかりませんよ。

○井口座長

では、全部要望としてお伝えいただければと思います。ありがとうございます。他に何かご意見等ございませんでしょうか。

あと、もう一点よろしいですかね。これは別に原子力防災に限らないんですけども、防災の体制について言うと、基本的には、めったに起こらないというような事象を扱うわけですよ。それで、先ほどリスクの話が冒頭で出ましたけれども、基本的には確率的にいうと、原災法の第10条に相当する原発の事故は、設計的には10のマイナス4乗、一万年に1回くらいが目安になっているんですね。また、さらに原発サイト外へ放射性物質が放出・拡散される事象については、これまでは10のマイナス6乗、百万年に1回というようなオーダーと見積もられているんです。実際にそういうことが起こってしまうと、結果として、今回の福島原発事故のような重大な影響が起こっているんで、その対策をしないといけないんですけども、普段は、いわば平穩無事な状況ですね。今回は緊急時体制について色々準備をされて、体制が出来上がっているんですけど、普段の維持管理をやっておかないと、いざという時に、前も申し上げましたけれども、役に立たないというわけです。防災訓練は年1回ということですよ。今回の岐阜県さんの場合は自らの放射性物質の拡散シミュレーションの結果に基づいて、具体的なモニタリングルートとか、いろいろな危機管理体制を整備して、他の県よりも進んでいると思うんですけども、ぜひそれがいざという時にちゃんと機能するような平常時の体制も、どこかでお考えいただければ。あるいは市町村の方との連携ですね、それも平常時の状態について把握しておかないと、また何が異常か分からないというのもありますので、その辺りもぜひ念頭において体制維持をお願いしたいというふうに思います。

他に何かご意見等ございませんでしょうか。計画概要以外に、最後にご説明いただきました3月23日の原子力防災訓練について、何かこういうことはぜひやっておいた方がいいというようなコメントがありましたら、この場でいただければいいかと思いますが、いかがでしょうか。

今回の訓練ですけれども、安田先生からコメントのありました予測というか、SPEEDIの結果というのがあって、それに該当するようなものの想定訓練ですかね。モニタリングはやりますよね、それに加えて拡散シミュレーションの情報を組み合わせて避難指示を出すとか、そういう訓練の内容は予定されているんですか。

○大脇原子力防災室長

あくまでも訓練なものですから、本当のSPEEDIの情報が訓練として使えるかどうかというのはまた調整が必要でございますけれども、机上ではそういったものを少なくともやっていきたいとは考えております。

○井口座長

今回は初めてですよね。なので、あまり難しい問題を出すと失敗する可能性があるので、とりあえずは今回整備した練習問題をやってみるということでもいいですけども、いずれはブラインドの訓練、そういうものを考慮に入れて、どんどん高度な防災訓練を計画していただけるとよいかと思います。

○大脇原子力防災室長

昨年度も1回やったんですけども、その時は放射性物質が放出されない段階で終わるというシナリオでやっておりましたので、放射性物質が放出されると、あと実動という点では今回初めてでございます。

○安田委員

進歩というのは失敗を重ねてやっていくものです。だから、失敗のない訓練をやるから教訓が生まれず、想定外が起こる。実際の災害にはあまり効果がないというところはあります。

○井口座長

ありがとうございます。失敗すると、色々なところから怒られるというのもあるように思うんですけども、適度な失敗により教訓を積み重ねるといいということですね。

他に何かご意見等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、本日いただきました意見を少しまとめますと、まず最初に、いわゆるUPZの外の危険性について、ちゃんと住民の方に説明してくださいという、そういうご意見がございました。それから、私の方からは機器の整備とともに人員体制についても具体化をお願いしたいと。

それから、宗宮委員の方からは、揖斐川町の場合に、住民が住まれているところはともかくとして、住んでいない場所についての対策にも配慮いただきたいというご意見があったかと思えます。

それから、モニタリングポスト等についての情報公開、これは緊急時も含めて平常時から情報公開に努めていただきたいというご意見と、これも先ほど出ておりましたが、モニタリングポストが充実されたので、それとSPEEDI等の拡散予測をあわせた、そういう体制を整えて、訓練でより正確度を上げていただくという、そういう努力がいるのではないかというご指摘です。

それから、初動体制について、色々な想定があるので、それを具体化したものを充実していただきたいというご意見があったと思えます。

それから、ヨウ素剤の配布につきましては、今のところ国の指示に従うということなんですけ

れども、やはりUPZの現地の方からすると、すぐそういうものが使えるという体制整備が安心につながるということで、そういうこともご検討いただきたいというご意見があったかと思えます。

以上のようなものが今回委員の皆様から頂いた主な内容かと思いますが、何か追加は…どうぞ。

○安田委員

前に申し上げたことなんですけれども、SPEEDIは予測用ですが、計算メッシュを細かくすることによって空間的に細密情報を得ることができるはずです。モニターは実測情報であっても限られた場所での放射性濃度でしかないため、モニター地点間の濃度がどうなっているかが不明です。そのためにもこういうSPEEDIの手法を予測だけではなくて、モニタリングのデータを元にデータ同化を行い、実測値に代替できるまでの計算精度に向上させ、モニタリング地点間の空白域の濃度情報を出せるようにすることですね。リアルタイムでもっと密な放射線濃度の情報を出せるようになる訳ですから、こういうようなSPEEDIの活用をしていくということもぜひやるべきじゃないかと思えます。

○井口座長

ありがとうございます。実際のモニタリングポストの間の実測データの補完をシミュレーション計算等でやっていくべきだと。若干国の指針はその辺りが少し、シミュレーション計算を軽く見ているところがあって、実測重視というようなことが指針には書かれているんですけども、その間を計算等で埋めて活用していくと言うのは自然な考え方だと思います。

○安田委員

揖斐川町に住んでおられる方なら御存知だと思います。山あいの谷筋と尾根側で全然風速が違いますよね、距離的に数百mも変わるとですね。放射性物質の移流・拡散は風に支配されますので、山間部では細密情報が必要です。

○井口座長

ぜひその辺りも実測データから実測のないところの予測をするようなことについても、普段からお考えいただきたいということかと思えます。よろしいですかね、そういうことで。

○安田委員

風力発電の風況調査の場合、最初の頃は風速計を設置してやっていたんですね。だけど、今申し上げたような、山間部では場所によって風速がずいぶん違うわけですから、そういう手法では風速計の設置が大変だということで、気象モデルに地形の要素を非常に細かく入れ、50m間隔くらいの密な計算をやって、それをベースに風況調査をやるようになった。その精度確認のためにモニターデータを使うようになり、モニターが主から従になった。

だから、モニターデータでもってその状況を知るというのではなくて、精度のいいシミュレーションが基本で、その結果の正しさを裏付けるためにモニターをやる。そうすると、シミュレ

ーションの方は非常に解像度が高いですから、50mとか100m間隔で色んな情報が出てきますから。風況ではそうなっているんですね。まだ放射性物質の場合は難しいかもしれませんが、いずれは多分そうなると思います。モニターで居住場所の全てを覆い尽くすなんてことは現実的に維持の問題もありますし、非常に困難です。

○井口座長

ありがとうございます。ぜひ、そういう方向に進めていただきたいと思います。

他に何かご意見、追加のご意見等ございませんでしょうか。それでは、以上今日ご審議いただいた内容はこれで全部ですけれども、これは、これから今日の意見を入れていただいた改訂版を作っていただいて、それを県民の方に少し見ていただくという手順ですか。

○大脇原子力防災室長

今日もう同日で、同時並行でやってまいりたいと考えております。今日のご意見を踏まえて、これからいただく県民の方のご意見も踏まえて、あと各機関に照会しておりますその意見を全て踏まえた形で、3月下旬までに何とか策定したいと考えております。

○井口座長

わかりました。そういう段取りになっているということでございます。よろしいですかね。

では、本日の審議は以上でございますけれども、全体を通して何かご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今ご説明いただいたように、本日の皆様のご意見については、事務局で整理していただきまして、最終的にまた確認いただきたいというふうに思います。

それから、次回の専門部会の開催についてですけれども、これも事務局と相談しながら進めていきたいと思っております。多分今日が、これは原子炉本体ですけれども、新安全基準のパブコメの終了で、これはこういう地域の原子力防災と密接につながってしまっていて、基本的には本体の方の安全が破れたときにどうなるかというふうになりますので、そういう新しい情報が入りましたら、またこの専門部会で少しご意見をお伺いしたいと思います。

その間につきましては、また事務局の方で情報収集を行っていただきまして、我々の方にも伝達といいますか、よろしくご対応をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、特にご意見もないようですので、進行を事務局の方にお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。

○大脇原子力防災室長

以上をもちまして、平成24年度第8回の原子力分科会専門部会を終了します。長時間熱心にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。気をつけてお帰りください。